

民事信託のご案内



ふれあいバンク

TOWA 東和銀行

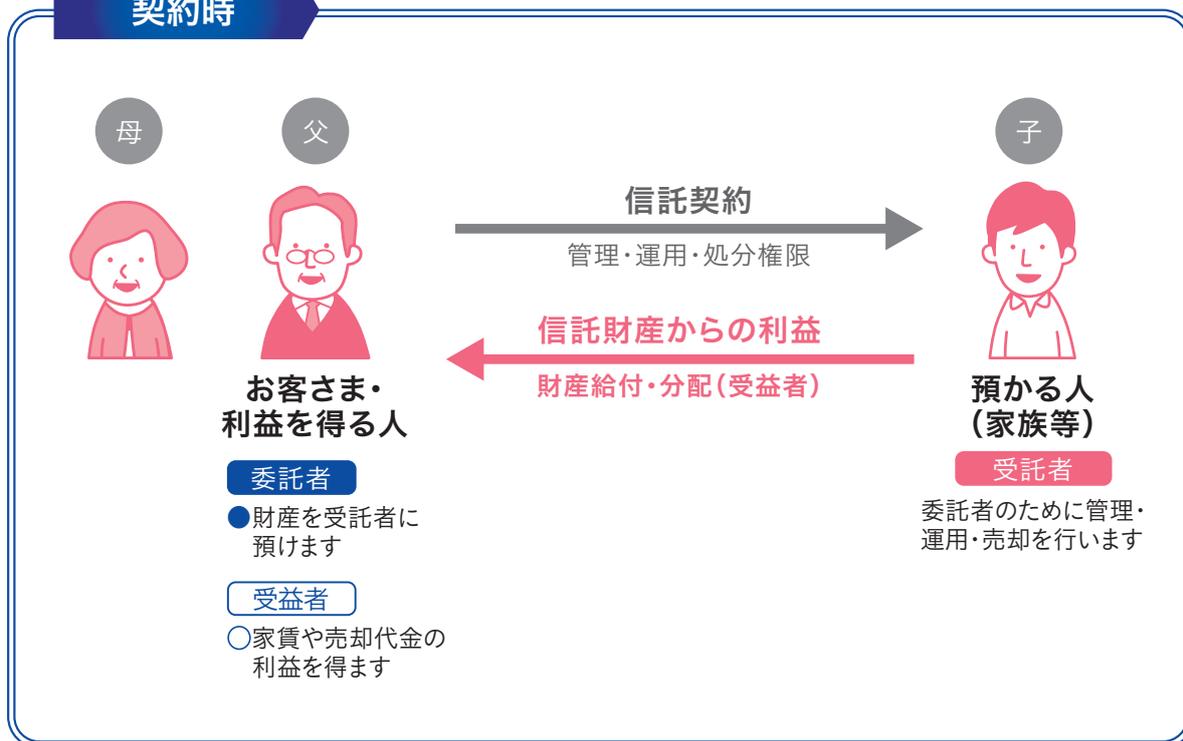
信託とは

財産を持っている人が信頼できる相手に自分の財産の管理や処分をする権限を託す財産管理の仕組みです。

民事信託の場合

ご自身(=委託者)の財産を信頼できる人(=受託者)に預ける制度です。

契約時



委託者死亡



民事信託は信託銀行や信託会社を介さず受託者をご家族やご親族に設定することができます。

民事信託3つのポイント活用事例のご紹介

point
1

委託者の意思通りに
生前の財産管理、
亡くなった後の
資産の継承が可能です。

point
2

信託財産を管理する
民事信託口座の作成や、
資金需要に応じた融資
が可能です。

point
3

専門家の
ご紹介が可能です。

※当行は一般社団法人 民事信託士協会等と
業務提携しております。

Case 1 認知症対策

母の意思が確認できないと、母名義の預金を引き出せないこともあるそうですが、母が認知症になったら、お金のことはどうしたら良いですか？

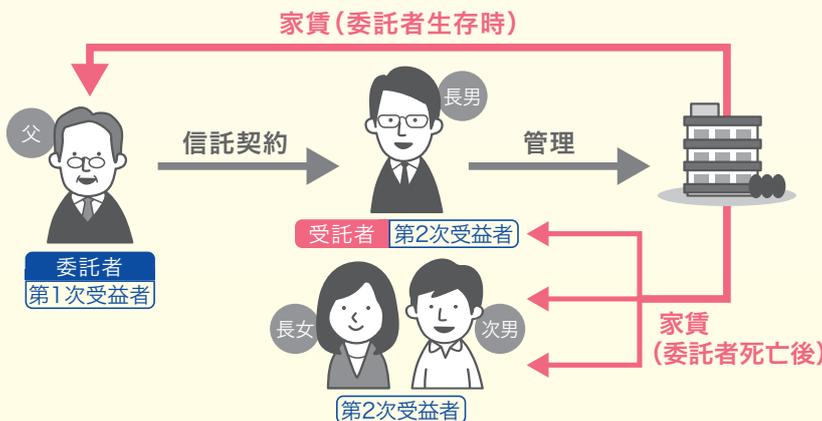


お母さまが認知症になる前にお母さまのご預金を娘さまに信託(預ける)することで、娘さまが管理できるようになります。



Case 2 不動産の管理、相続対策

高齢になったので所有するアパートの管理・運営を長男に任せたい。また、相続後も安心してアパートの管理・運営するにはどうしたら良いですか？所有者が分散してしまってもめごとにしたくありません。

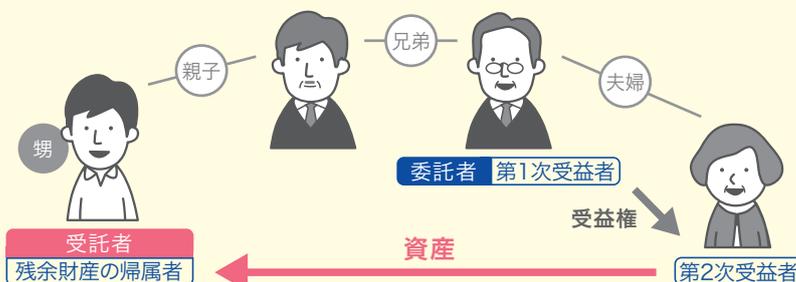


民事信託なら長男を受託者としてアパート管理・運営を任せられます。また、相続後も所有権は長男一人とし、兄弟が家賃を平等に受け取ることが可能です。



Case 3 柔軟な資産継承

私たち夫婦には子供がいません。生前は甥に資産管理を任せ、私たちの死後、甥に資産を残したいと考えていますが、もめごとにならないか心配です。良い方法はないでしょうか？



民事信託なら資産の行き先をあらかじめ決めておくことができるため、ご希望に沿った財産の残し方ができます。

※残余財産の帰属者とは民事信託の終了時に信託された財産を受け継ぐ人です。



一般社団法人 民事信託士協会等と業務提携しています

東和銀行ではお客さまから民事信託のご相談をお受けした場合、協会に所属する民事信託士(司法書士・弁護士)等をご紹介します、契約を円滑に進めることができます。



信託の相談から口座開設までのステップ

- 1 営業店にて民事信託の相談・受付
- 2 専門家による信託プランの策定
- 3 信託契約書の内容確定
- 4 口座開設

こんなお悩みの方は
信託のご検討をオススメします

認知症対策

不動産の相続対策

事業承継対策

留意事項

民事信託サービス(以下「本サービス」といいます。)は、お客様のお申込により、当行が民事信託士協会等をご紹介します、信託契約成立後に民事信託口座を開設するサービスです。

本サービスをお申込頂いた場合でも、当行の判断により民事信託士協会等への取次ぎをできない場合があります。また、民事信託口座の開設には当行所定の審査があり、必ずしも口座の開設をお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

1. 民事信託士協会等により派遣される民事信託士等との信託に関するサービスには費用を伴い、お客様ご自身の負担となります。
2. 民事信託士等との間で信託に関するご契約等を行う場合、課税関係を含めお客様ご自身の判断と責任においてご契約を行って頂き、当行は何らの責任を負うものではありません。
3. 民事信託口座開設においては、委託者、受託者、受益者と当行行員が面談させて頂き、ご意思の確認などをさせて頂きます。
4. 口座開設に際してご提出頂く信託契約書は、専門士業(民事信託士等)により作成された公正証書で作成されたものに限ります。
5. 信託契約において融資を伴う場合でも、融資には当行所定の審査が必要であり、ご融資ができない場合もあります。
6. 民事信託口座の開設には、当行所定の手数料を必要とします。
7. 民事信託口座開設には相応の日数を必要としますので予めご了承下さい。

以上

手数料

- 民事信託口座開設手数料(口座作成時)

30,000円(税抜) ※別途消費税がかかります。

- 別途調査費用が

かかる場合がございます。

ふ れ あ い バ ン ク

TOWA 東和銀行

E-mail webmaster@towabank.co.jp
Homepage <http://www.towabank.co.jp>

詳しくは、お近くの<東和>の窓口まで、
お気軽にお問い合わせください。

令和2年1月1日現在